

令和8年度園芸やまがた産地発展サポート事業 持続できる園芸産地緊急支援事業＜概要版＞

園芸農業の園芸施設や共同利用施設では、物価高騰の影響により、農業資材やエネルギー価格、人件費などの生産コストが上昇し、経営が不安定化している。

また、さくらんぼの雨よけハウスをはじめとする園芸用ハウスについては、資材費が大幅に高騰しており、老朽化したハウスを整備することができず、営農継続を断念する動きがみられる。

そこで、省エネ・省力化を可能にする設備等の導入支援により生産コストの抑制と経営の安定を図るとともに、機能性に優れた園芸ハウスの導入支援により営農継続や将来の円滑な園地継承を後押し、持続可能な園芸産地づくりを推進する。

1 支援の内容

（１）共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業

共同利用施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入を支援例）自動梱包ライン、画像選果機械、二次元コードシステム、冷蔵施設、その他選果・選別に必要な機械 等

（２）園芸ハウス導入緊急支援事業

保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの導入を支援

2 事業実施主体

（１）の事業

- 農協等

（２）の事業

- 農業者団体（３戸以上の農業者で組織する団体）
- 農業法人
- 農協等

3 事業の対象品目

- 第5次農林水産業元気創造戦略の各プロジェクトに位置づけられた品目
- 市町村の振興品目であって、農林水産部長が別に定める品目

4 補助の要件

- 市町村の嵩上げは任意。
- 成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超えていること。
- 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること。
- 対象品目が果樹であり、経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村や農業委員会などに提供すること。
- 農業機械等にあつては、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- ハウスにあつては、農業共済等に加入すること。

5 成果目標

- 販売額又は所得額を増加すること。

6 補助金の額

- 補助率 県 1/3（市町村の負担は任意）
- 補助上限額 （1）20,000 千円
（2）上限なし

7 その他

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため、実績報告書の提出期限は、令和9年2月26日（金）とする。